

議案第88号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月14日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の180」に、  
「100分の190」を「100分の195」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(令和6年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和6年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略            (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の180</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が1月2日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           略         </div>	<p>第1条から第4条 略            (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が1月2日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           略         </div>
<p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p>	<p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u>  <u>(令和6年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和6年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。</u></p>	